

令和5(2023)年度諮問(一)第6号
令和6(2024)年度答申(一)第5号

「生活保護法に基づく生活保護費返還決定処分に係る審査請求に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

芳賀福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和〇（〇〇）年〇月〇日付けで行った生活保護法（昭和25年法律144号。以下「法」という。）第63条の規定による生活保護費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるという知事（以下「審査庁」という。）の判断は妥当ではなく、本件処分を取り消すべきである。

第2 諮問事案の概要

- 1 令和〇（〇〇）年〇月〇日、審査請求人は、処分庁に対して同年〇月に65歳に到達することから、増額改定後の年金が支給開始となることを報告するとともに、今後の生活保護費の額について照会した。
これに対し処分庁は、年金額の通知がなければ生活保護費の額の算定ができない旨を回答した。
- 2 令和〇（〇〇）年〇月〇日、審査請求人に対し、老齢基礎年金及び年金生活者支援給付金（以下「年金等」という。）の支払が開始された。
- 3 令和〇（〇〇）年〇月〇日、審査請求人は、処分庁に増額改定後の年金等に係る収入申告書を提出した。
- 4 令和〇（〇〇）年〇月〇日、処分庁は、令和〇（〇〇）年〇月以降分の収入認定額の増額を行うとともに、発生した生活保護費の過支給分について審査請求人に返還を求める方針を決定した。
- 5 処分庁は、審査請求人に対し、令和〇（〇〇）年〇月〇日付けで本件処分を行った。
- 6 令和4（2022）年3月28日、審査請求人は、本件処分を不服として本件審査請求を行った。
- 7 審査庁は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、令和5（2023）年7月19日付けで本件審査請求について栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

- (1) 処分庁に対して、令和〇（〇〇）年〇月に増額改定後の年金等の受給開始について連絡の上、同年〇月に収入申告もしていたにもかかわらず、

- 処分庁が令和〇(〇〇)年〇月まで適正な収入認定をしていなかったため、返還を求められることとなったものであり、処分庁側に非がある。
- (2) 処分庁が速やかに適正な収入認定を行っていれば本件処分には至らなかったものであり、収入申告の〇か月後まで行われなかったことについて納得ができない。
- (3) 収入認定に関する事務が遅延した理由及び詳しい内容を知りたい。

2 審査庁

本件審査請求は、審理員意見書のとおり棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件処分に、違法又は不当な点はなく、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求は、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 理由

(1) 本件処分に係る関係法令等の規定等について

ア 関係法令の規定

(ア) 費用返還義務について

法第63条において、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定されている。

(イ) 費用返還請求に係る消滅時効について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第236条第1項において、「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行使することができる時から5年間行使しないときは、時効によって消滅する。」と規定されている。

イ 国の通知等

法に基づく生活保護の実施に係る事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する法定受託事務であり、当該事務は、法令のほか、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省

発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)等の国の通知等に基づいて行われており、これらの国からの通知は、法定受託事務の処理基準と位置付けられている。

(7) 法第63条の規定による費用返還請求の対象となる資力の発生時期

a 平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」(以下「別冊問答集」という。)第13の問13-6(費用返還と資力の発生時点)において「年金受給権は、裁定請求の有無にかかわらず、年金支給事由が生じた日に当然に発生していたものとされている。したがって、この場合、年金受給権が生じた日から法第63条の返還額決定の対象となる資力が発生したものととして取り扱うこととなる。」とされている。

b 平成24年7月23日付け社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(以下「費用返還通知」という。)の1(1)で、法第63条に基づく費用返還の取扱いについて、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とされている。

(4) 返還請求権の消滅時効の開始時期

別冊問答集第13の問13-18(費用返還請求の時期と消滅時効の開始時期)で、法第63条の規定による費用返還請求権の消滅時効の開始の時期について、「返還請求権の消滅時効期間は5年間(地方自治法第236条)なので、実際に当該請求権を行使する日(法第63条に基づく返還額の決定をする日)前5年間を超える保護費については、消滅時効が完成したものととして取り扱って差し支えない。」とされている。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 法第63条の適用について

審査請求人と処分庁との間で増額改定後の年金等が収入認定の対象であった点について争いはない。

本件処分が審査請求人の収入申告後1年以上経過して行われた点についてであるが、法第63条の規定による費用返還請求権の消滅時効は、

地方自治法第236条により5年とされていることから、増額改定後の年金等の収入認定の額の不足により生じた生活保護費の過支給に係る費用返還請求権の消滅時効は成立しておらず、本件処分は有効なものといえる。

一方で、生活保護受給者の生活の安定という視点から考えた場合、最低生活費の遡及変更については一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは不適當であるとして、発見月を含めて3か月を限度とすることとされていることを踏まえると、処分庁の増額改定後の年金等の受給について1年以上にわたって生活保護費の算定に正しく反映させなかったという対応は、審査請求人の生活をいたずらに不安定なものとした可能性を否認せず、処分庁は事務処理の迅速化、適正化に十分留意すべきであった。

イ 返還の対象期間について

処分庁は本件処分を行うに当たり、返還額算定対象期間（以下「対象期間」という。）について、令和〇(〇〇)年〇月から令和〇(〇〇)年〇月までの間と令和〇(〇〇)年〇月から令和〇(〇〇)年〇月までの間という2つの期間を用いている。

しかし、本件処分における対象期間は、増額改定後の年金等を実際に受給し始めた令和〇(〇〇)年〇月から正しく収入認定が行われることとなった令和〇(〇〇)年〇月の前月に当たる〇月までの間となる。

なお、令和〇(〇〇)年〇月及び令和〇(〇〇)年〇月から令和〇(〇〇)年〇月までの間に支給された生活保護費は適正に算定されたものであったため、返還額の算定に影響はないものの、この点において処分庁は、事務の適正処理に十分留意すべきであった。

ウ 返還額の決定について

上記イを踏まえて令和〇(〇〇)年〇月から令和〇(〇〇)年〇月までの間の収入認定額と返還額について検証すると、審査請求人に対して対象期間中に144,964円の保護費の過支給が認められ、処分庁の算定した返還額と一致する。

(3) まとめ

以上のことから、本件処分に違法又は不当な点はなく、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第5 審査会の判断理由

1 審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分の妥当性について

(1) 本件処分に係る関係法令等の規定等について

ア 次官通知第8の3(2)アにおいて、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。」とされている。

イ 費用返還通知1(1)において、審理員がその意見書において触れていないものとして、「全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」の「次に定める範囲の額」に係る次の規定がある。

「④ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。

ただし、以下の使途は自立更生の範囲には含まれない。

(ア) いわゆる浪費した額（当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む）

(イ) 贈与等により当該世帯以外のために充てられた額

(ウ) 保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額

(エ) 保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額

⑤ ④にかかわらず、遡及して受給した年金については、(2)により取扱うこと。」

ウ 費用返還通知1(2)において、遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについて規定されており、その内容は次のとおりである。

「年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除

することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、上記(1)と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められる。」

(2) 処分庁の主張について

処分庁は、年金収入については、次官通知第8の3(2)アにおいて、その実際の受給額を収入として認定することとされていることから、法第63条の規定により返還を求める場合も全額を対象とすべきものであり、自立更生経費の調査及び検討は不要と主張する。

しかし、上記(1)イのとおり、費用返還通知においては、たとえ年金であっても、遡及して受給した場合(上記(1)ウ)を除き、特段、他の収入と取扱いが変わるようなことはなく、被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められるときは、費用返還通知に基づき一定の範囲の額を返還額から控除して差し支えないとされている。

したがって、年金の実際の受給額を収入として認定する場合であっても、返還額から控除すべき自立更生経費の調査及び検討は必要であり、これらの調査及び検討を不要とする処分庁の主張は誤りであると考えられる。

(3) 返還額の妥当性について

審理員意見書の判断(上記第4の2(2))では、法第63条の適用、費用返還の対象期間及び返還額の決定はそれぞれ妥当であるとしているが、上記(2)のとおり、返還額から控除すべき自立更生経費の調査及び検討は必要である。

しかし、本件においては、自立更生経費の調査及び検討の事実はケース記録から確認できず、処分庁も意見聴取において自立更生経費の調査及び検討をしていないことを認めており、本件処分を行う際に必要な調査及び検討を行ったとはいえない。

したがって、本件処分は、処分の判断の過程において考慮すべき事項を考慮しておらず、費用返還通知に則って適正に行われたものとは認められないことから、妥当性を欠くものであり、審査庁は本件処分を取り消すべきである。

3 結論

以上のことから、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判

断する。

4 附言

処分庁は、収入認定等の事務処理について、審査請求人の収入申告から収入認定までに○か月、返還の方針が決定してから返還決定処分までに○か月の期間を要しており、処分庁の生活保護事務に対する不信感を招いたことは否めない。今後は、ケースワーカーへの事務処理に係る指導の徹底等について、しっかり対応すべきである。

このためには、処分庁は、関係法令等に基づく適正な事務処理に努め、また、本庁所管課においては、処分庁を含む県の福祉事務所等に対し、関係法令等の正しい解釈及び運用を周知すること等の援助等に努める必要があるといえる。

最後に、審査請求から諮問までの期間が長いと言わざるを得ない。審査庁は、審査手続を迅速に行うべきである。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和5(2023)年7月20日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和6(2024)年5月24日 (第72回審査会第1部会)	・ 事務局から経過概要説明 ・ 第1回審議
令和6(2024)年6月28日 (第73回審査会第1部会)	・ 第2回審議
令和6(2024)年7月26日 (第74回審査会第1部会)	・ 処分庁及び審査庁の意見聴取 ・ 第3回審議
令和6(2024)年8月23日 (第75回審査会第1部会)	・ 第4回審議
令和6(2024)年9月27日 (第76回審査会第1部会)	・ 第5回審議

栃木県行政不服審査会第1部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
塚 本 純	宇都宮大学名誉教授	部会長
藤 田 昌 子	人権擁護委員	
美野輪 茂	元栃木県理事兼美術館長	部会長職務代理者
和 地 郁 枝	弁護士	

(五十音順)